平成２２年（フ）第１１４７５号
埼玉県三郷市彦沢１―169、住民票上の住所北海道札幌市東区北41条東５丁目１―22
破産者　佐藤　祐也
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５３２号
神奈川県川崎市宮前区宮前平３丁目９―７―301
破産者　川田　勝美
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７号
兵庫県たつの市揖保町揖保中149番地
破産者　有限会社柴原土建
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１８０号
北海道赤平市茂尻旭町１丁目19番地
破産者　株式会社ノーブル・アート
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１４０７号
埼玉県和光市下新倉５丁目14番90号
破産者　株式会社新彩社
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１９６１０号
東京都渋谷区渋谷１丁目８番１号
破産者　株式会社メディアエクストラ
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２５５号
東京都新宿区揚場町２番14号
破産者　株式会社コンフォートウィング
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２６８号
東京都世田谷区太子堂１丁目15―６―306
破産者　横山奈々子
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５９号
東京都国立市北３丁目１番の１　７―403
破産者　高須憲一郎
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７６０号
東京都国立市北３丁目１番の１　７―403
破産者　高須　朱美
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２７７号
横浜市緑区十日市場町901番地３
破産者　有限会社友佐建設
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０３９号
大阪市東住吉区西今川３丁目１番21号
破産者　株式会社カナエ
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１６２号
大阪市淀川区加島１丁目37番39号
破産者　加島塗装工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９７号
大阪市中央区内平野町２丁目４番９号
破産者　株式会社信造園設計事務所
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１４１号
大阪市福島区福島２丁目10番19号
破産者　株式会社イーワイ
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９３０号
大阪府吹田市山田東２丁目36番３号
破産者　富徳工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５７１号
大阪市大正区平尾５丁目５番13号
破産者　成和株式会社
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８７７号
大阪市北区中津３丁目12番23号
破産者　有限会社アルジャン
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０９８号
大阪市淀川区西中島６丁目５番４号サムティフェイム新大阪Ⅱ2202号室
破産者　ナカムラ産機株式会社
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３５５号
兵庫県尼崎市神崎町39番５号
破産者　有限会社葵設備
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５１９号
大阪府寝屋川市葛原１丁目35番３号、商業登記簿上の本店所在地大阪府枚方市走谷２丁目８番地12号
破産者　有限会社ケイズ
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５８８号
最後の住所　堺市西区浜寺元町５丁786番地１
破産者　被相続人杉本自動車整備工場こと杉本修相続財産
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

第明治三十二年種郵便物認可